

# みんなでつくろう自治基本条例 (第9回)

条例制定までの流れ

市の課題などを話し合う

条例のたたき台を作る

条例の素案を作る

条例の原案を作る

条例案を作る

現在、市民ワーキンググループでは「たたき台」を作っています。今回は、その中から「自治の基本原則」についてご紹介します。市民、市議会、行政のそれぞれが主役のまちづくりを目指し、取り組んでいくためにあらかじめ共有しておく原則が盛り込まれます。

## 【自治の基本原則（案）の抜粋】

- ・市民がまちづくりの主体であり、取組の自主性を尊重すること
- ・互いに市政運営に関する情報を共有すること
- ・市民参画の機会を保障すること
- ・補完性の原則に基づいて行うこと
- ・男女が個人として能力を発揮する機会が尊重されること

※補完性の原則：身近な地域の課題が出てきたときに市民が自らが行動して地域や団体と協力し、解決することを基本とし、それでも解決できない課題は市が対応し、取り組むという考え方

▶市民ワーキンググループの様子です。

平成22年8月から現在までに17回の会議を開く中で、条例の内容について議論してきました。



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【問合せ】 ☎ 877-8601

(住所記載不要) 企画課政策企画係

☎ 22-8227 (市役所6階)

(FAX) 22-8324

(メール) kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム

## 心、豊かに

### 市民意識調査報告④

大分県人権啓発  
イメージキャラクター  
こころちゃん

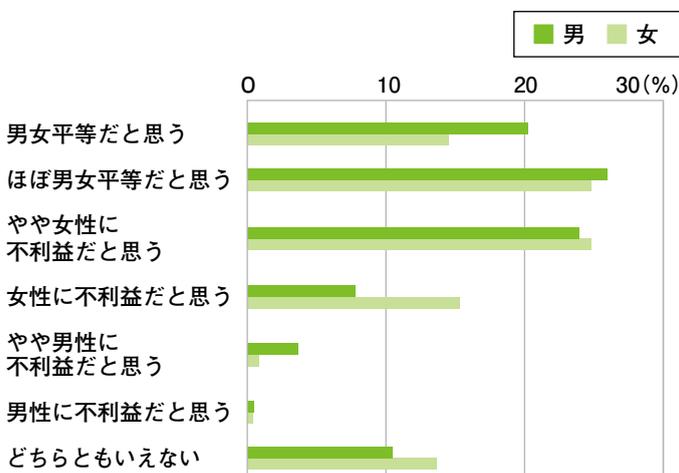


今回は、「女性の人権問題」についての調査結果をお知らせします。

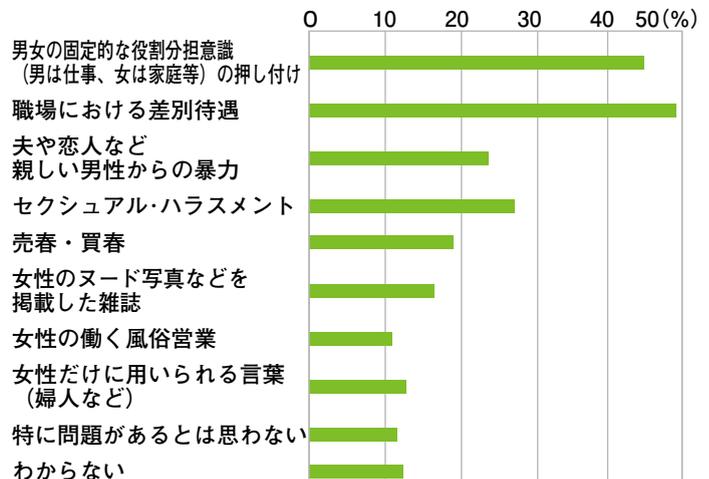
「男女平等の実現」についてはグラフ①のとおりです。家庭で「男女平等だと思う」は男性の方が多く、「女性に不利益だと思う」は女性の方が多く、依然として男女間の認識の差がうかがえます。

次に女性の人権で「特に問題だと思うもの」についてはグラフ②のとおりです。「職場における差別待遇」や「男女の固定的な役割分担意識の押し付け」が高くなっていることから、今後も職場や地域などあらゆる場で教育・啓発を推進し、男女平等意識の醸成を図っていく必要があります。

【グラフ① 男女平等の実現<家庭で> (1つ回答)】



【グラフ② 特に問題だと思うもの (3つまで回答)】



【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22-8017 (市役所別館1階)